

(特定) 熱損失防止改修 (省エネ改修改修) 住宅に係る 固定資産税 (家屋) の減額措置について

1 対象となる既存住宅の要件

平成26年4月1日以前から所在する住宅 (貸家を除く。)

2 省エネ改修工事の要件

(1) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までに、現行の省エネ基準に適合する改修工事 (「熱損失防止改修工事」) を完了すること。

(2) 壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事が行われたもの。

① 窓の改修工事 (必須工事)

② 床の断熱改修工事

③ 天井の断熱改修工事

④ 壁の断熱改修工事

※①から④までのうち、①または①を含む工事が行われたもの。ただし、①から④までの工事は外気等と接する工事に限ります。

(3) 改修工事に要した費用の額から補助金等の額を控除した自己負担額が60万円超であること。

※上記工事に要した費用が50万円超である場合、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置に要した費用と合わせて60万円超であれば、対象となります。

(4) 改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること

3 固定資産税 (家屋) の減額

固定資産税額 (家屋) に相当する額が、次のとおり減額されます。

ただし、1戸あたり120㎡までが対象となります。

建物区分	減額内容	減額期間 (完了年の翌年度から)
熱損失防止改修住宅	3分の1	1年度分
認定長期優良住宅の場合	3分の2	

○新築住宅に対する減額措置または耐震改修に係る減額措置の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

○バリアフリー改修に係る減額措置の同時適用は受けられます。

4 減額の適用を受けるには

改修工事完了日から3か月以内に固定資産税 (家屋) 減額申告書による提出が必要となります。3か月以内に提出できなかった場合は、申告書に理由をご記入ください。

5 申告に要する書類

- (1) (特定) 熱損失防止改修 (省エネ改修改修) に係る固定資産税 (家屋) 減額申告書
- (2) 納税義務者の住民票の写し (申告書に個人番号の記載がある場合は不要)
- (3) 増改築等工事証明書 (建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行したもの)
※建築士が証明を行う場合は、建築士事務所登録通知書の写し、建築士の免許証の写しを添付してください。
- (4) 改修工事の内容が確認できる書類
 - ・改修工事箇所を記した面図
- (5) 改修工事に要した費用の自己負担額が60万円超であること及び支払ったことが確認できる書類
 - ・工事請負契約書
 - ・工事見積書
 - ・内訳明細書
 - ・領収書
 - ・振込明細書
 - ・ローン契約書 など
- (6) 補助金などの交付を受けた場合は、決定通知書の写し
- (7) 長期優良住宅の認定を受けている場合は、認定通知書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ先
瀬戸市役所 税務課家屋償却係
電話0561-88-2575 (直通)